

総社市出張所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第3号

#### 総社市出張所規則の一部を改正する規則

総社市出張所規則（平成17年総社市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>(出張所の分掌事務) 第3条 出張所において分掌する事務は、次のとおりとする。 山手出張所等     (1)～(8) 略      (9) 略     (10) ふれあい通信に関すること。     (11) 略     (12) 略     (13) 略     (14) 略     (15) 略     (16) 略     (17) 略     (18) 略     (19) 略</p>	<p>(出張所の分掌事務) 第3条 出張所において分掌する事務は、次のとおりとする。 山手出張所等     (1)～(8) 略     (9) <u>まちづくり協議会に関すること。</u>     (10) 略     (11) <u>ふるさと通信及びふれあい通信に関すること。</u>     (12) 略     (13) 略     (14) 略     (15) 略     (16) 略     (17) 略     (18) 略     (19) 略     (20) 略</p>

改正後	改正前
<p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>北出張所，西出張所及び昭和出張所 略</p> <p>2 略</p>	<p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>北出張所，西出張所及び昭和出張所 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。